

令和4年1月12日

鈴鹿保健所所長 殿

要望書

鈴鹿市平野町1360-7

NPO法人グリーンNet

武藤安子

TEL090-1786-0791

令和3年12月6日付け（鈴保第3385号）公文書部分開示決定通知書にて、
同年12月17日に閲覧し、複写していただきました文書とそれに伴う業務につきまして
次の通り改善を要望いたします。

【猫の捕獲器貸出し申請書】

	問題点	要望事項	備考
1	使用場所・使用期間・申請日が記入されていない文書があります。	記入してください。	
2	自治会名・自治会長名・地区名が非開示になっています。	開示してください。	
3	自治会に貸し出している。貸出し期間が18日間に及ぶものもあります。	貸し出す日は手術の前日にしてください。自治会への貸出しは止めてください。	
4	同じ文書があります。	原本1枚につき、コピーは1枚だけにしてください。	

【飼い主のいない猫の不妊去勢手術依頼書、不妊・去勢手術の支援について、不妊・去勢手術申込書】

【誓約書】

5	自治会名・自治会長名・地区名が非開示になっています。	開示してください。	
6	申請日が記入されていない文書があります。	記入してください。	
7	手術日・動物病院が記入されていません。	記入してください。	
8	同じ文書が何枚もあります。	コピーは1枚だけにしてください。	

【処分依頼書】

9	R2年度の猫の殺処分数より処分依頼書の頭数が足りません。	全部開示してください。	
---	------------------------------	-------------	--

【収容動物診療簿】

	問題点	要望事項	
10	令和2年度 負傷動物を病院で診察した1件しかありません。	収容した猫が殺処分以外の原因で死亡したとして18匹上がっていますが、診療簿のつけ忘れでしょうか？診療したら漏れなく作成してください。	

【苦情処理簿】

11	職員の対応 「餌付け者へ近隣に配慮された飼育を行うよう注意助言」	飼育をしているのではありません。悪事を働いていない給餌者への注意は間違いです。糞尿は自然現象として受け入れるよう相談者に伝えてください。	R2.5.25
12	職員の対応 「不幸な猫を増やさないために、無責任な餌やりはやめてもらうように話すことはできる。」	餌やりの責任はあげた餌とそのお皿です。責任のない餌やりさんを非難するのは間違いです。	R2.6.12
13	職員の対応 「自治会で回覧していただく文章について確認し、訂正していただいた」	自治会に作らせず、「人と猫が共生できる街を目指して」啓発チラシを回覧してください。	R2.6.12
14	職員の対応 「行為者（餌やり）に対し注意を行うことは可能だが権限はない。 <u>各条文と飼い方パンフ・ガーデンバリア1器を貸し出した</u> 」	餌やりさんを陥れるために民法718条（動物占有者責任）を相談者に吹聴するのは止めてください。行政自ら誤った情報を広め、地域住民を分断するような行為は止めてください。飼い方パンフではなく「人と猫が共生できる街を目指して」啓発チラシを渡してください。	R2.9.18

【苦情処理簿】

	問題点	要望事項	
15	職員の対応 「地区の代表者が餌付けを禁じたなら方針に従うべき。・餌を与えるなら必要最小限の管理を行え。・近隣に迷惑をかけない方法を考えろ・自治会長に餌付けの承諾を得るか、保護して家の中で飼うことも視野に考えて…」	・餌やりは個人の自由です。地区の方針に従うかどうかは本人が考えることです。従わなければいけないとか、承諾をもらえという対応は間違いです。・餌やりさんに必要な管理は餌とお皿のみです。行政がそれ以上の管理をさせる権限はありません。・元気な猫を家の中で飼えというのは保護ではなく駆除です。	R2.11.19
16	職員の対応 「TNRについては、自治会から保健所に相談すること。愛護団体は紹介していない」	無料手術枠を提供している愛護団体を相談者に紹介してください。	R3/5/25他
17	受付年月日の年度が違います。 R2→R3	正しい日付けを記入してください。	R2/8/10 R2/7.12
18	読めません	判読できるように書いてください。	R3.6.23

【TNRを実施する自治会への回覧文書】

19	回覧文書非開示の理由 「残していない」	外部に出した回覧文書を残していないとは怪しすぎます。保存期間中は隠すことなく出しててください。	
----	------------------------	-------------------------------------------------	--

以上、どうぞ宜しくお願いします。